

2023 年度 法人事業計画

<名北福祉会基本方針>

名北福祉会の基本方針は、1986 年の総会で提案され 1994 年に提唱された「名北福祉会綱領」で理念が具現化し、事業・実践・運動がすすめられてきました。この名北福祉会基本方針をもとに将来計画や課題を具体化していきます。

*平和で、豊かな住みよい街づくりをすすめ 福祉の充実をめざします。

- 1, 子ども、障がいのある人、高齢者が安心して暮らせる住みよい街づくりをすすめます。
- 2, 福祉の切り捨てを許さず、公的保障を守り、国・自治体の行政を国民本位に変えていく運動をすすめます。

I. 2023 年度 法人全体事業計画

1、事業・実践を多くの人たちに知らせ運動の輪を広げます。

*新たに策定する第 5 次中期計画（2022.6~2027.5）に基づき実行し実践をすすめます。

- ・第 5 次中長期計画に基づき毎年の方針に反映させすすめていきます。

<重点課題>

*法人組織強化の推進

- ・法人本部、専門部、各分野、各施設の組織体制強化をすすめます。

*人材確保・人材育成をすすめます。

- ・人材確保や育成を課題にすすめています。人材確保部、人材育成部のもと引き続き充実させていきます。

*法人財政健全化計画の実行

- ・財政健全に運営できるよう各分野、各施設が目標をたて運営していきます。

*新規事業の運営を安定させていきます。

- ・みなみ町福祉センター（高齢者グループホーム、小規模多機能、地域交流センター、茶食ばちばち）2023.4 月より事業開始します。安定した運営ができるようにします。
- ・「地域交流センターふらっとる一む」の活用をすすめます。
- ・2023 年 4 月事業開始、友の家ホームにはの安定した運営をすすめます。
- ・平和福祉会との合併により「デイサービスへいわ」「貸事務所」の運営が加わります。安定した運営ができるようにします。
- ・デイ東町閉所後の施設活用で、「東町交流センター」として不登校の居場所づくりとして関係者と連携しすすめていきます。

*名北福祉会 60 周年記念冊子と DVD を作成します。

名北福祉会の歴史は、1963 年 10 月名北共同保育所開所、1974 年 2 月 4 日名北保育所として認可保育所となりました。共同保育所誕生から 2023 年 10 月、60 周年を迎えます。

60 周年を記念して、記念誌と DVD を作成し、法人の歴史をまとめていきます。

2、民主的な経営・運営をめざし、福祉の向上をめざします。

- (1) 法人体制の強化を図ります。

①法人本部、専門部（広報部、人材育成部、地域貢献部、人材確保部）、各分野、各施設が課題や運動をすすめていけるよう引き続き組織強化を図ります。

②各機関会議等の開催と充実

中心課題への迅速な対応、会議討議の事前周知などきめ細かにすすめます。

(2) 法人財政健全化計画の実行

・財政健全に運営できるよう、各分野、各施設が目標をたて運営していきます。

・予算、毎月の試算表、中間決算、決算分析など定期的な財政分析を行い、課題を明確にし、改善にとりくみます。

(3) 人材の確保、育成をすすめます。

・各分野の人材確保・人材育成・定着にむけ、工夫しながらすすめていきます。

・管理者、主任、中堅、新人など各役割や全職員対象に応じた法人研修計画をすすめていきます。

・各分野での研修計画や各分野でのハンドブック研修などすべての職員を対象にした研修をすすめ資質向上をめざします。

(4) 労働環境を改善していきます。

・意欲を持って働き続けられる職場づくりをめざします。

・職員一人一人が理念や諸規程を理解し、職員のモラル、ハラスメント防止、職場ルール、リスク回避などに努めていき、働きやすい職場づくりをめざしていきます。

・事務の効率化 ICT 化など職場改善課題を明らかにし、改善にむけ手だてをとっていきます。

・職員が健康で働き続けられるよう各部会で安全衛生委員会を開催します。

安全衛生推進員において職場の安全衛生に努力します。

・危機管理マニュアルの整備などリスクマネジメントを重視し、怪我や事故を極力なくすよう努力します。またコンプライアンス（法令順守）を徹底します。

(5) 法人の事業を知らせ、法人応援団を増やす活動をすすめます。

①法人機関誌「みんなの夢」年3回定期発行をします。OBや関係者に届けていきます。ホームページの内容更新や充実にむけとりくみます。

②「名北福祉会を支える会」を、法人の後援会的な役割として広げていきます。

「支える会」の会員を増やすとりくみ、ニュースの発行、交流企画など充実させていきます。

③毎年2月に開催していた公開講座は、コロナで開催を中止しています。法人内外の方々と一緒に学ぶ場でした。今後、検討していきます。

3、平和で豊かな住みよい街づくりにむけ諸団体と連携して運動にとりくみます。

(1) 社会保障の拡充のとりくみ

・住民が主人公という立場にたち、社会福祉を充実させ生活と権利を守ります

・国民の命と暮らしを支える責任について「自助・共助・公助」を強調し社会保障を削減するのではなく、憲法 25 条が定める生存権保障に基づいた「公的保障」「権利としての社会福祉」を求めていきます。

・各分野の制度拡充にむけ加盟団体等のもとりくみをすすめます。

(2) 平和・環境のとりくみ

「平和・環境は福祉の源泉」、平和を抜きにして社会保障・社会福祉の充実はありません。主権者として平和とよりよい環境を自ら築き上げる運動を積極的にすすめます。

① 平和を守る取り組みをすすめます。

- ・核兵器禁止国際条約が発効されました。憲法 9 条を守り、核兵器廃絶のための行動やロシアによるウクライナへの侵攻への抗議など「名北福祉会 9 条の会」、全国の運動と連帯し、平和を守る取り組みをすすめます。
- ・平和的生存権を脅かす安全保障関連 3 文書（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）が（2022 年 12 月 26 日閣議決定）改定され、「反撃能力（敵基地攻撃能力）」の保有、調達予算が明示され、戦争する国への新たな展開を国会議論もありませんでした。日本は世界大戦の反省の上に、国際的な課題については外交による平和的問題解決を基本としてきました。平和を守る取り組みをすすめます。

② 環境を守るとりくみ

環境・社会問題・経済活動を一つのつながりとして、地球規模で持続可能な開発目標（SDGs）「17 の目標」に取り組まれています。1. 貧困をなくそう 3. すべての人に健康と福祉を 5. ジェンダー平等を実現しよう 11. 住み続けられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を 16. 平和と公正をすべての人に、など各項目を対応した取り組みをすすめていきます。

(3) 他分野との連携と協同

① 地域さまざまな要求を把握し、そのなかで地域に必要な事業に応えられる取り組みをすすめます。

- ・各分野の民主団体、運動団体などへ積極的に参加していきます。
- ・地域貢献部を中心に制度外の事業を含め地域のニーズに応えるためのとりくみをすすめていきます。
- ・デイ東町閉所後の施設活用で、「東町交流センター」として不登校や引きこもりの居場所づくりとして関係者と連携しすすめていきます。

② 地域との共同の拠点づくりをすすめます。

- ・みなみ町福祉センター 1 階「地域交流センターふらっとる一む」が地域の拠点となっていくます。とりくみをすすめていきます。
- ・法人組織の運営協議会を年 3 回開催し、法人事業への理解や地域の必要とする事業への意見等をいただき、とりくみにいかしていきます。
- ・おたすけクラブ、茶食ぼちぼち、居酒屋ぼちぼち、認知症カフェ（ぼちぼち、やだシニアカフェ）、やだみんなの食堂、わいわい子ども食堂、憩いの家、東町交流センターなどで工夫をしながら地域のつながりをひろげとりくんでいきます。

II. 2023 年度 保育部 事業計画

はじめに

新型コロナウイルスの感染が広がり 3 年目。第 7 波、8 波は、各園で子どもも職員も感染が拡がり、保護者も度々仕事を休まざるを得ないとか、綱渡りの体制の保育など保護者も園も大変な負担がありました。コロナ禍の 3 年間の中で、「それが原因ではなくそもそも保育士の配置基準の

低さが、子どもにゆとりを持って関われない、保育のしんどさの根本」だと気づき、愛知発信で「子どもたちにもう1人保育士を」の運動がスタートしました。社会は変わっているのに戦後70年以上変わらない配置基準は、子どもの人権を尊重したくてもできない、災害時子どもの安全・命を守れない、という叫びを、保護者とも共に、広く社会にアピールしてきた1年でした。国会審議で、配置基準が与党・野党の議員から議論に上がるようになりました。国に声が届き始めています。保育の現場が大変ですが、今ここであきらめず声を広げていくことが、23年度も大きな課題です。

22年度は残念なことに、保育施設での虐待や死亡事故が相次ぎました。「保育士をもう1人」の運動も影響して、背景には配置基準の低さがあることにも目が向けられました。とはいえ、子どもの人権や命が大事にされない保育は決して許されるものではありません。「子どもにとって」が、大人の側の「よかれと思って」という押し付けになっていないか、「子どもを1人の人間として尊重する」ことを、保育の中で徹底すること大事にしています。

ウクライナ戦争で、多くの幼い子どもたちの命や暮らしが壊されました。平和であることは生きていく上で大前提のことです。大人の役割として、戦争できる日本への準備が進む今の社会のありようを学び知らせていくこと、保育園の職員として、子どもたちとも「命の大切さ」を保育の中で感じていく保育づくり、どちらも大事にしています。

<保育部 基本方針>

- 1、子どもの発達保障をするとともに保育内容の充実に努めます。
- 2、保護者と保育者が信頼しあって「共育て」をすすめます。
- 3、多様な保育要求に応える保育園づくりをすすめます。
- 4、保育の願いや要求をうけとめ保育の公的保障の運動を他の関係団体と連携してすすめます。
- 5、地域の子育て支援センターとしての役割を果たしていきます。
- 6、北区保育団体連絡会、守山区保育・子育て・教育の会の事務局の役割をはたし、地域の保育運動の中核になっていきます。

<2023年度保育部事業計画>

1. 公的保育制度の拡充・平和のとりくみ

- ・児童福祉法24条1項を軸にして、自治体責任による保育の実施義務を守り発展させ、「子どもの最善の利益」を守るとりくみをすすめます。
愛知では「子どもたちにもう一人保育士を実行員会」に結集し、引き続き保育士配置基準を変える運動にとりくみます。
- ・名古屋市の公立保育園の廃園、民営化反対の運動にとりくみます。
公立保育園はセーフティーネットの機能も果たしています。保育の質が守られるよう地域で公民ともつながって地域の保育を守ります。
- ・「子どもたちに平和な未来を！」安保3文書が閣議決定され軍事化が加速しています。憲法9条を守り、核兵器廃絶のための行動を、全国の運動と連帯しとりくみます。保育の中でも「命を大切にすること」「平和ってどんなこと」を子どもたちの感性で感じていく実践に取り組んでいきます。

- ・保育制度、平和、改憲の動きなどを学び保護者にも知らせ、共に運動していくことを大事にします。

2. 保護者と共に

- ・コロナ禍の3年間感染防止のため、保護者との行事は随分減ってしまいました。コロナと付き合いつつ、改めて、子育てを楽しみ励ましあえるようなつながりを大事にした取り組みを、各園ですすめていきます。
- ・たより、行事、懇談会など様々な形で子どもの姿を伝えながら、子どもの育ちを共有していきます。
- ・家庭状況も多様化しています。安心して子育てができるよう、個々の家庭の状況に寄り添い応援していく、子育てのパートナーとしての保育園をめざします。

3. 子どもの発達保障をするとともに保育内容の充実に努めます。

- ・保育所保育指針の「10の目指す姿」や小学校への架け橋プログラムなど、小学校の準備期間としての幼児期、保育内容の画一化の流れがあります。大人になるまでを見通し、子どものどんな育ちを大事にしたいのか、名北の保育らしさは何か、など職員集団で学習や実践を通し明文化していきます。
- ・合わせて、なぜ異年齢保育を行うのか、異年齢保育の中の子どもたちの育ちを実践にしながら、保育内容の積み上げをすすめていきます。
- ・徹底して子どもの側に立つ「子どもの人権を尊重した保育とは」、「保育士倫理」など基本的な保育姿勢を研修を通して培っていきます。
- ・各園の行事や様々な子どもの活動について、「子どもにとってどうなのか」「何を大事に取り組むのか」という視点で子どもの姿から検証し、見直ししながら取り組んでいきます。
- ・障害児保育について、「発達のおさえ」や「障害への理解」など学び、専門機関や障害部と連携しながら発達保障をすすめます。
- ・新人、中堅、ベテラン職員の役割や個別を明確にし、保育部での研修の体系も検討しながら、ひきつづき各園が連携し研修にとりくみます。保育部作成の『名北福祉会の保育』を活用し、見直しもしていきます。
- ・子どもたちが安心・安全にすごせるよう、事故防止など安全に対する意識の向上など、危機管理体制・意識の向上にむけた取り組みをしていきます。
- ・自然災害、緊急時に対応できるよう日頃からの備えや研修・訓練を行い、地域の子も視野に入れ子どもの生命・安全を守る資質の向上に努めます。

4. 保育分野での組織体制の強化、職種別会議の課題を明らかにしてとりくみます。

- ・保育部の管理部の中で各園の課題・保育部全体の課題、次の世代を担える職員育成の課題や人材確保の問題については、合同園長主任会の定例化をすすめ共通の課題として取り組みます。
- ・副主任、分野別リーダーの組織体制、職員の役割の明確化し、機関会議や職員連携をきちんととれる職員集団づくりを各園ですすめていきます。
- ・職員が生き生きと働き続けられる職場にするための処遇改善について、園内での業務改善等の見直しのとりくみと同時に、配置基準の問題として行政に働きかけていきます。
- ・運動と業務の整理をすすめる中で、よりよい保育をすることと公的制保育制度を守る運動の両

輪が必要なことを学び合い、取り組んでいきます。

- ・施設長会、主任会、給食担当者会、保健担当者会、支援担当者会、安全衛生委員会を定期的に開催し各園でのとりくみの交流、課題に対しての学習等などを取り組み、保育部全体の質の向上をめざしすすめます。各担当者会の状況がわかりあえるような場をつくります。
- ・全国同様、保育士不足は深刻です。保育のやりがい、名北福祉会の保育のアピールをしながら、保育士確保の取り組みを、具体的計画を立て、計画を実行し、新たな職員を迎え入れていきます。
- ・安全衛生委員会を通じた労働環境の改善の取り組みや、職員が安心して声を出せ解決できる仕組みづくりなど、職員が安心してやりがいをもって働けるよう取り組みます。

4. 各園とも地域の子育て要求をつかみ、地域にねざした取り組みをすすめます。

- ・子育て支援センター、子育て支援拠点事業、一時保育、育児教室・遊ぼう会など、子育て支援の事業を通して、地域の子育て実態をつかみ、地域の他の機関とも連携して、子育て支援の取り組みをすすめます。
- ・地域の子どもたちの命や安全も見守っていく取り組みを、公的機関や地域の子育て期間とネットワークをもちすすめていきます。
- ・地域にねざした保育園をめざし、各園ともその園の特色をいかしながら地域とつながる取り組みをすすめます。

5. 安定的な保育園運営を目指します

- ・出生数の減少により、定員割れが起き始めています。地域の保育要求をつかみ、名北の保育の特色をアピールしていき、定員の充足の見通しをたて運営していきます。
- ・子どもの状況にあわせた保育体制に係る人件費、修繕や事業の発展のための資金など、収支を把握し、財政計画をもった運営をめざします。

<各園の課題>

☆めいほく保育園は

- ・異年齢保育のとりくみ 1歳児から5歳児の異年齢保育を4年間の取り組みのなかで、子どもたち一人ひとりの声を大切にしたり振り返りをすすめて更に充実させていきます。
- ・保護者との共育を軸にとのつながりをつくることを大切に、負担のない会議設定も工夫し保護者とのつながり交流を強めていきます。また、外国籍の保護者も子育てで困っていることも聞き取りながら子育て仲間としてつなげる工夫をすすめます。
- ・特別保育事業では、子育て支援センターを中心に一時保育・のびのびサポート事業・24時間緊急一時保育の意義をふまえ「困ったときの子育ての支援」と位置づけ引き続き実践を積み重ねていきます。
- ・職員一人ひとりが高齢者との多世代の交流をえがき、工夫しながら双方向で取り組みをすすめます。保育園とみなみ町の施設がつながる中庭のエリアを中心に季節を感じられる取り組みをすすめます。

☆第二めいほく保育園は、

子ども一人一人に丁寧にかかわり、心地よく、主体的に生活することを大切に保育していきます。保護者同士、また保護者と職員のつながりを、オンラインなど活用しながら語り合い、つながりを作っていきます。

地域の子育て支援に積極的に取り組み、職員一人一人が地域の福祉に目を向けます。

☆なえしろ保育園は、

毎日の暮らしの中で子どもと大人が共に作る保育づくりをこれからもすすめていきます。

「子どもの人権」の視点を日々の保育のなかで振り返りながら、子どもたちにとって「どうなのか・どんな姿を大事にしたいのか」を職員で共有し、保育づくりをしていきます。

職員同士が子どもの姿や子どもの気持ちに思いを馳せることを大事にしています。

☆めだか保育園は、

各年齢の発達を学びながら0歳児のゆったりとした関係づくりや、1歳児から5歳児までの異年齢保育の実践を積み重ねます。一人一人に丁寧に関わり、子どもたちの声や思いを沢山聞いていきます。子どもたちの姿を日常的に保護者に語り姿を共有します。職員が、様々な研修や実践を通して保育の知識や力量を高めていきます。また、地域にも目を向け、つながりを作り、子育て支援センターの役割を果たしていきます。

☆やだ保育園は、

若手職員が多いですが、子どもの遊び・生活にじっくり関り、子どもの姿を深くとらえる視点を磨いてきています。「子どもを主体に」保育のいろいろな場面で考えあい、保護者にも伝えていくことを大事にしています。困ったこと、疑問に思ったことを共有しあい率直に言い合える風通しの良い職員集団づくり、そのための研修や機関会議の持ち方など工夫していきます。地域の機関と連携しての子育て支援や、みんなの食堂など地域にねざした取り組みも引き続き進めていきます。

☆くさのみ保育所は、

2011年の受託後3年ごとの運営の見直しがあり、3回の入札を経て、この2023年度は受託以来初めてのプロポーザルによる審査でした。この12年間認可外でも託児所ではなく保育施設であり、認可園並みの運営ができるように求めてきました。そして、2023年度からは、職員の賃金が認可園並みに改善できる委託金で契約できることになりました。しかし、2023年度、子どもの入所数が少なく、今後どういう保育・保育所づくりをしていくのかが大きな課題となっています。そして、福祉会や同じ市立大学病院の院内保育所から幼児保育を学び、これまで0～2歳の子どもの多く、積極的に取り組めなかった幼児までの保育を考え実践していきます。

☆めいほくつぼみ保育室は、

4月の入所状況は、この2年間は10名定員が充足していましたが、2歳児が卒園し転園等で2023年度の入所が5～6名と厳しい状況となりそうです。

入所児童では、外国籍の方が多い状況です。コミュニケーションのとることの難しさもあり工夫しながら保護者との関係づくりをすすめていきます。

第二めいほく保育園との連携の中で、給食の提供や職員会への参加など保育に取り組んでいきます。

Ⅲ. 2023 年度 障がい部 事業計画

1. 情勢

昨年2月に起きたロシアによるウクライナへの軍事侵攻から1年が経ちました。ウクライナの、障害のある人たちを含む、たくさんの方のいのち・暮らしが失われました。

その中で、岸田政権は、安保3文書の改悪を閣議決定し、「専守防衛」から「敵基地攻撃能力」をもつための軍拡、そのための大増税に突き進もうとしています。日本を戦争する国にさせていく、「新しい戦前」の状況です。

そうした中で福祉予算は削られ、「権利としての福祉」障害のある人たちの生活や労働の保障がないがしろにされようとしています。社会保障の分野では公的責任の後退と「給付の削減と国民負担の増」はますます強められようとしています。

「平和は福祉の源泉」です。断固この動きをストップさせ、憲法、権利条約を地域に広めていくことが必要です。

また新型コロナウイルスでは、5月2類から5類となりますが、第9波以降の波は、今年度も必ずやってきます。依然として、経済優先主義により、障がいのある人たちの命や暮らしが脅かされている状況が続くことが予想されます。障害のある人とその家族、職員、関係者を守る取り組みをしていきます。障害のある人が必要に応じて入院できる病院の体制も必要です。

さらに昨年8月に行われた、障害者権利条約の日本審査も行われ、日本における優生思想、津久井やまゆり園事件、強制不妊手術問題、精神医療の問題、教育・福祉におけるインクルーシブについても指摘され、障害者総合支援法の改正についても議論が進められており、さらなる成果主義導入や、中軽度障害者の「福祉からの卒業」、「特例制度（ホーム内のヘルパー利用）」、食事提供加算の廃止などが危惧されていますが、署名請願行動など、訴えていきます。

旧優生保護法の強制不妊手術訴訟、65歳問題の天海裁判など、公正な判決が出されるための、世論と運動づくりも支援・協力をしていきます。

このような情勢や、とりわけ新型コロナ感染状況のもと、障害のある人とその家族、職員、事業をどう守っていくのか、当事者・家族・職員の連帯・共同をどう作るのかが、引き続き問われています。その課題は実践・経営・運動にわたり、ことさらに、運動を基礎にした実践、運動を基礎にした経営が引き続き目指しています。

2. 法人内の状況

障がい部の独自課題としては、第5次中長期計画2年目になります。日中事業所の機能分化が大きな課題となっています。障がいの種別や程度に関わらず、利用できる事業体系、特色のある事業所づくり、地域のニーズに応えること、財政の健全化が大きな課題です。また、くらしの場づくりにおいては、友の家ホームにほのオープン、そして事業を進めます。夜勤労働条件のあり方の見直し（4/1～実施）を進めます。住み替え課題、機能分化、などを検討していきます。児童の分野では、保育園と児童発達支援、放課後等デイサービス、成人期の施設へと、途切れない支援ができるような、環境づくりを行っていきます。人材確保・定着・育成も課題です。第5次中長期の2年目にふさわしい取り組みをしていきます。

【障がい部 基本方針】

1. 発達保障にもとづきながら、「仲間が主人公」の実践・経営・運動をすすめます。
2. 仲間・家族・職員・地域の共同・連帯をすすめます。
3. 事業が持続可能な、安定経営をめざします。
4. 平和と福祉の公的保障を求め、障害者の運動をすすめます。
5. 実践・経営・運動を軸に事業をすすめます。

1. 第5次中長期計画の推進に向けて

①日中事業所の機能分化課題

- ・障がいの種別や程度に関わらず、地域のニーズにも応えられるように、機能分化を行います。
- ・今ある、4つの生活介護事業所の機能分化をすすめ、特色のある事業所を作っていきます。
- ・就労系事業の立ち上げを通じて、地域の「働く」ニーズに応えていきます。
- ・仲間一人ひとりが、選択できる事業体系づくりをめざします。
- ・日中事業所間で、仲間・職員・家族の異動や交流を活発にします。
- ・安井の家の隣の土地・建物を、機能分化の中で活用していきます。
- ・財政の健全化を行います。
- ・2024年度から、機能分化をスタートしていくための準備を1年間かけて行います。2024年度よりB型開所スタートできるよう、進めていきます。

②暮らしの場づくり

- ・友の家ホームにほの運営を軌道に乗せていきます。
- ・下飯田くらしの場を当面、応急的にでも解決していきます。
- ・夜勤の労働条件の見直しをします（4/1～）。
- ・町北ホームの地域生活支援事業を進めます。

③人材確保と人材育成課題

a.人材確保

2023年度の中途採用、2024年度の新卒採用を積極的行います。

b.人材育成

今年は、感染状況に応じて対面とオンラインを使い分け、できる限りの研修を行っていきます。障がい部では、ハンドブック研修第5期～6期を行います。実践交流会、個別支援計画研修など具体化・充実化していきます。そのためにはとりわけ、管理者・主任の力量アップできるような、研修、機会をつくります。

2. 障がい部課題

①新型コロナウイルス感染症について

a.障害のある人とその家族、職員・関係者など、すべての人のいのちと暮らしを守る課題

基本的な感染防止、備品の備蓄、法人障がい部BCP（タイムライン）や、各種マニュアル

ルに基づく危機管理対応等で、可能なあらゆる手段を尽くします。関係諸機関とも連携し、対応します。

b.政策課題

きょうされん・あいされんなど諸団体とともに、必要な政策を行政に要求していきます。

c.事業を守る課題

職員・関係者のいのちと暮らしを守ると同時に、事業継続を守るために、制度の活用、事業継続のための努力をすすめます。

②日中事業所課題

a.すべての事業所が、少なくとも稼働率80%以上の稼働をめざします。

達成できている事業所は90%をめざします。

b.定員充足を進めます。

23年度新規学校卒業者の受け入れを進めると同時に、途中入所の利用者も受け入れを進めます。

c.収入に見合った適正配置をしていきます。

d.制度の不十分さについて、行政に運動していきます。

③くらしの場課題

a.町北ホーム

安定した利用や、利用日数を伸ばすこと、手厚い支援ができるように、「ホーム内身体」の活用を十分行っていきます。

地域生活支援拠点事業は、地域の障害者の重度化・高齢化の中で必要に迫られている、緊急短期入所と体験型ホームです。昨年は実績が増えましたが、今年はさらに地域の事業所と連携しながら、行っていきます。また障がい部全体で応援できるような形も模索していきます。

b.友の家ホーム「にほ」

2023年度スタートする「にほ」の運営を軌道に乗せていきます。

c.新守山のホームの具体化

めいほくホームあさひの、隣の土地の活用を検討します。

d.下飯田のホームの住み替えの具体化

入居者の重度化・高齢化を見据え、早期の住み替えに向けて、引き続き検討していきます。

⑤経営課題

a.定員の充足、利用日数の増加、増収をはかり、障がい部財政を健全化させていきます。

b.処遇改善・特定処遇改善加算等の活用をより柔軟な制度活用を目指します。

⑥各事業所の事務職員の配置と事務効率化

各事業所での、事務管理、労務管理、職員管理で、課題を明確化し、その改善に努めます。

⑦.長時間労働・休憩・病休者・ハラスメント・計画年休課題

労働安全衛生委員会を定期的に実施し、職員が長く働き続けられるように職場改善します。

⑧災害・緊急時対応の確立

緊急時の対応マニュアルの見直し、連絡体制の確立などを実現していきます。また災害対策委員会を定期的に開き、少しでも管理者・主任・職員が災害への危機管理意識を持てるようにすすめます。

⑨虐待防止の取り組み

利用者・仲間の権利擁護を進め、虐待ゼロ、身体拘束ゼロをめざします。そのために以下の虐待防止の取り組みを行います。

a.障がい部に虐待防止の責任者を置き、虐待防止委員会を年3回行います。

各事業所には事業所部会を設置し、年3回行います。

b.全職員の虐待防止に関わる研修、セルフチェック、啓蒙啓発、虐待防止アンケートを行います。

⑩障がい部管理課題

a.統括部の役割の分散と明確化・強化

統括・副統括で、各事業所を把握・支援できる体制づくりをします。日中事業所部会・くらしの場部会それぞれで運営を進めます。

b.施設長の役割明確化

・統括部と面談等する中で、施設長の自己目標の設定と自己評価をできるようにすすめます。

・会計・給与・請求・現況報告・時間外報告など各種実務の期日内提出できるように、条件づくりや支援を行います。

・あいされんの運営委員会への参加について、位置づけをします。

⑪名古屋市強度行動障害支援者養成研修への派遣

法人・障害部として支援者養成を進めていきます。また、法人内の強度行動障害者への実践づくりに生かし、職員の専門性を向上していきます。

⑥運動課題

今後もあいされんの下に結集し、運営委員会への参加、きょうされん研修への積極的な参加、街頭署名行動、事務局会議、北東ブロック会議、法人内組織会議、他事業所との連携、強制不妊手術訴訟運動、映画上映運動など進めていきます。

IV. 2023 年度 高齢部 事業計画

はじめに

来年度の介護保険法改正案では、要介護1・2の総合事業への移行、ケアマネジメント有料化

は見送られましたが、2027年度への議論に持ち越されました。今後は利用料2割負担の所得額の引き下げ、新たに通所介護と訪問介護の一体的運用の案が出されています。今後も介護保険充実を求める運動をすすめる必要があります。

今年度は高齢部にとって大きな飛躍の年になります。新規事業の認知症対応型グループホーム「グループホームめいほく」小規模多機能型居宅介護「めいほくの家」の開所。そして社会福祉法人平和福祉会との法人合併の中で、グループホームへいわはグループホームめいほくに移行、デイサービスセンターへいわは中区で事業を継続します。それに伴い昨年度は学習会、実習、合併に伴う会議等準備を進めてきました。

介護業界の人手不足が深刻化している中、新規事業の職員採用は最大の課題でした。今年度もこの課題は継続になります。採用には求人媒体も使いましたが、法人の強みを生かし、法人関係の紹介で全体の半数以上が採用できたことは大きな成果でした。新規事業のために採用した職員の退職もあり育成の難しさもありました。コロナ禍で研修予定していた、法人内他施設、他分野等が十分にできない状況がありました。

事業拡大にあわせ、職員の育成を進めることが成功の大きな要になっていますが、法人理念を伝え、実践していく力を模索してきました。今後も事業を軌道に乗せるための大きな課題になると感じています。

高齢者分野基本方針

- ① 本人の尊厳が守られる介護実践をすすめます。
- ② 家族、地域とともに本人の望む暮らしを支えます。
- ③ 高齢者福祉の充実を求める運動をすすめます。
- ④ 地域に信頼される事業所運営をめざします。

2023年高齢部全体計画

1. 今までの法人、地域のつながりを生かし、地域に信頼される事業所運営をすすめます。
 - ・地域の方との交流の機会を継続します。
 - ・地域の方の介護相談の窓口になります。
 - ・地域の医療機関、いきいき支援センターと連携した取り組みをすすめます。
2. 新規事業の運営を軌道にのせ、高齢分野全体の運営の安定を図ります。
 - (北区上飯田地域)
 - ・「めいほくの家」は今年度内に平均25名（登録29名）を目指します。
 - ・「グループホームめいほく」は、今年度内に3ユニット満床になるように目指します。
 - (守山区町南地域)
 - ・「デイサービス町南」定員を15名から10名に移行し平均8名の運営を目指します。
 - ・「めいほく町南の家」は平均24名（登録数25名）を維持します。
 - (中区平和地域)
 - ・「デイサービスへいわ」は、30名の通常型デイサービスから15名の地域密着型デイサービスに移行し平均10名の運営を目指します。

3. 安心して過ごせる「生活の場」づくりをすすめます。(グループホームめいほく)
 - ・安心して過ごせるよ利用者、職員との関係づくりを進めます。
 - ・新しい生活に徐々に慣れてもらえるよう、今までの生活習慣等に配慮します。
 - ・一日の生活の中で、本人のリズムや、過ごし方を大切にします。
 - ・介護理念を基に介護現場でのすり合わせをしながら日々の生活づくりを勧めます。
4. 在宅生活を支える事業所運営を進めます
 - * 独居や高齢者介護など自宅で暮らすことが難しい状況はありますが、自宅で暮らし続けたい願いを支えていきます。
 - ・デイサービスはケアマネと連携し、本人の生活をささえます。
 - ・小規模多機能型事業所は登録数と1日の定員の中で必要な支援を見極めながら、柔軟な発想で365日24時間の支援を進めます。いきいき支援センターや医療機関等と連携しながら在宅支援を進めます。
5. 大切にしたい介護実践をすすめます。
 - ① ケースの支援、介護実践から学ぶ姿勢を大切にし、利用者をより理解し共感できる力を身につけます。
 - ・毎月の各事業所会議やケース検討を通し、日々の介護実践を振り返る機会をつくります。
 - ・高齢分野全体で議論ができるような会議運営（ズーム開催含め）を進めます。
 - ・日常的に職員同士が介護内容を共有、共感できるような仕組み、集団作りを進めます。
 - ・外国籍の職員とのコミュニケーションが図れる手立てを考えます。
 - ② 研修計画に従い、研修（動画）を通して学ぶ機会をつくります。
研修動画等を活用し事業所ごとの会議の中で、学ぶ時間を定期的に取り組みます。
 - ③ 年1回事業所ごとにマニュアルを分担、見直し全職員で共有します。
 - ④ 事故報告、ヒヤリハットをリーダー会議や事業所会議等で分析、再発防止に生かします。
6. 運営上の課題の改善を図ります。
 - ・事業継続計画（BCP）を作成し、非常時でも対応できる力をつけていきます。
 - ・立ち上げた感染症対策委員会・虐待防止委員会の開催を継続、定着していきます。
 - ・組織図、機関会議を見直し、高齢部の運営がスムーズに進むようにします。
7. 職員体制を確立し、職員集団づくりと人材育成に取り組みます。
 - ・求人媒体、法人のつながりで職員募集を継続します。
 - ・介護観の共有を図り、お互いの良さ（違い）をみとめ合える関係づくりを進めます。
 - ・役割を自覚し、責任を持って担えるよう職員育成を進めます。
8. 介護者とのつながりを大切にします
 - ・日常的に利用者さんを通してご家族と関わり、日頃からご家族の思いや悩みを話してもらえ

- る関係を大切にしていきます。遠方の介護者さんとも情報共有していきます。
- ・コロナ感染予防に配慮し介護者の交流会を実施します。(暮らしぶり動画鑑賞会)

9. 法人の他施設との連携、交流を進めます。

- ・高齢部の厨房で「茶食ぼちぼち」の昼食づくり、法人内の連携を図ります。
- ・コロナの感染予防をしながら、保育園の行事、日常的な交流をすすめます。
- ・利用者と一緒に「茶食ぼちぼち」「夜ぼち」にも参加していきます。

10. 高齢者運動に参加します

- ・21世紀老人福祉の向上をめざす施設連絡会(21老福連)のオンライン学習会等に参加します。介護保険制度改善の署名活動に取り組みます。
- ・あいち在宅懇談会の世話人としての役割を担っていきます。
- ・名古屋市懇談会、オンライン学習会等に参加します。

V. 2023年度 地域生活部 事業計画

新型コロナウイルス感染症が2020年2月より世界中に広がり、多くの方が感染しました。後遺症に苦しむ方や、お亡くなりなる方も多く見えました。遠方の家族、友人との交流が途絶え、社会も倒産や離職を余儀なくされる方も多くありました。政府は2023年5月連休明け8日より季節性インフルエンザと同じ5類に移行する方針を正式に決めました。しかしながら、医療現場や障がい、介護事業所での感染対策は引き続き必要な状況です。

BCPの策定の義務化が残すところ1年になってきました。自然災害、感染症に対応した業務継続計画の策定、実践が急務になっています。

厳しい環境の中で生活を送っている障がい、高齢者が安心して生活が送れるように、国際的取り組みであるSDGsの目標である「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の視点を今年度再度見直し取り組んでいきます。

障がい、高齢者、生活困窮者、不登校、引きこもり等複数の課題を抱える世帯に支援が必要になってきています。住み慣れた地域で暮らす方を孤立させないように、チームで行政と共に取り組んでいける支援が必要です。

このような時期だからこそ、地域生活部では在宅の生活を支えるために、障がい、介護の相談ができる場所作りや連携が必要になっています。又、在宅の生活を支えるヘルパーさんの活動により、日常の生活を安心して送れるように支援をしていくことが大切です。

しかしながら、ヘルパー不足は深刻です。ニーズはありますが支えるヘルパーのなり手がいない現状です。重点課題である「ヘルパー人材を増やすこと」を2023年度も引き続き進めてまいります。

1. **中心課題であり難題である「ヘルパー人材をいかに獲得していくか」に向けて、そらプロジェクト(法人プロジェクト)を継続して取り組みます。**

- ① ヘルパー人材の確保・養成の手立てとして、法人のスケールメリットを活用し、全職員お

よび、ご家族（利用当事者家族、保護者、職員家族、関係者、知人等）に向けて紹介料（人材を紹介していただいた方）、同時に就職祝い金（就職者本人）の周知を強化していく。地域へは人材募集のチラシ配布を継続していく。チラシはヘルパー資格保持者への勧誘、無資格者の養成研修の受講勧誘、資格受講代補助、ヘルパー業務の魅力、キャリアアップ支援などわかりやすい内容として更新に努める。

- ② 無資格者の養成研修（高齢者日常生活支援研修講座 3日間）の開講回数を年間スケジュールとして2回設定する。また、介護職員初任者研修講座受講へのキャリアアップ支援、受講料補助へつなげていく。
- ③ 人材定着支援、技術向上などの手立てとして、ヘルパー給与の改善、手当の改善など働き甲斐がもてるような改善策を進めていく。

2. BCPの策定を行い自然災害、感染症に対応した業務継続計画の策定、実践に取り組みます。

令和3年度法改正において

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供出来る体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業所を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。その際3年間の経過措置期間を設けるとある。
- ・自然災害、感染症に対応した業務継続が出来るように計画策定、実践に取り組みます。
- ・2023年度も引き続き、利用者、家族の方がコロナ禍で孤立しないように細かに配慮しつつ、ニーズを聞き取り、支援します。
- ・職員の働き方、コロナ感染予防に心掛け、工夫し安全に働ける環境作りをすすめます。
- ・自然災害（震災、水害、火事等）に対応したBCPの策定を各事業で職員間で協議しながら策定、研修、訓練（シミュレーション）を行います。（23年度中に行う）

3. 地域生活部の組織体制の強化、特定事業所加算の取得維持を図り事業の安定を目指します。

- ・各事業所で特定事業所加算の算定、維持を行い事業の安定を目指します。
- ・ケアプラン町南、めいほく相談支援では継続した事業所加算算定の維持を目指します。
- ・ヘルパーステーションそらでは、特定事業所加算取得（各サービスごとに取得）を目指し、事業運営、管理の向上を図るとともに財務強化手立てとして取り組んでいきます。
- ・各事業所の人員体制をより確実に安定的にすすめます。
- ・2023年4月よりめいほく相談支援に新たに主任配置行う。
- ・ヘルパーステーションそら、ケアプラン町南では管理者、主任配置を継続して配置を行う。
- ・各事業の安定を目指した人員配置を進めます。
- ・事業財務収支において、そら単体収支（グループホーム内のヘルパー派遣業務を除いた収支）の黒字化を必達目標とする。
- ・各事業所の課題、複雑ケースの解決の方法などを学び合い、組織として統一的にすすめます。

4. 地域にある諸課題がケアプラン、相談支援事業所、そらで連携し、解決していけるようにすすめます。

- ・複雑化し、複合的な課題があるケースが増えてきています。障害のある人、高齢の人や地域での生活や暮らしに生きづらさを持っている人にいろいろな資源が活用されるようにすすめます。
- ・地域生活部として学習会を企画、開催します。
- ・虐待防止委員会（年二回）研修（年1回）を行い虐待防止に取り組みます。

5. 他分野、他団体との連携、交流に努め、行政に働きかけながら地域福祉に貢献します。

- ・北区、守山区介護サービス事業所連絡会、名古屋市介護サービス事業所連絡会、北区自立支援協議会、きょうされん・あいされん等の定期会議等参加します。
- ・交流会、研修会に積極的に参加し、専門性、制度などの学習を糧に、利用者主体の実践をすすめます。
- ・課題について行政に働きかけ、運動、署名を行います。

6. デジタル化の取り組みにより、業務改善に取り組んでいきます。

- ・デジタル化の追加導入と運用改善を継続し、ヘルパーへの指示・伝達およびヘルパー提供記録の端末（スマホ）入力、ペーパーレス化、データ管理を進化させていく。
- ・デジタル化に取り組み、日常業務の改善ができ業務の負担を減らせる。
- ・1日の事務時間を能率的に行う事で残業時間を減らせる。
- ・タブレットの導入
- ・事務員の配置

VI. 2023年度 専門部 事業計画

1. 人材育成部
2. 人材確保部
3. 地域貢献部
4. 広報部

1. 2023年度 人材育成部 事業計画

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも、できる限り対面を努力しながら、オンラインの活用も含めた、可能な限りの研修の取り組みをすすめます。
2. 法人独自の研修カリキュラム・研修制度（しくみ）を豊かにしていきます。
 - ① 役職に応じた研修のしくみをつくります。（管理者・新人管理者・主任・ベテラン・中堅・ステップアップ・初任者）
 - ② 研修の実施期間を5月～12月とします。
3. 法人全職員に行き届く、人材育成のしくみづくりをめざします。
 - ① 法人全職員研修（対象パート職員まで全職員、テーマ検討中）を行います
 - ② 2の職員研修を多くの職員に広められるように努めます。
4. ハンドブックを活用していきます。

- ① 初任者研修（中途採用も含め）で活用します。
 - ② ハンドブックを活用した研修を積極的にすすめます。
 - ③ パートさんにも頒布していきます。（保育部は配布済）
5. 職員同士の様々なかかわりを作ります。（定着の視点から、そうした場を作ること）
- ① 同期会づくり、役職を通じた横のつながり、分野・施設を超えた相談体制づくり・関係づくりをめざします。人材確保部とも連携してきます。
 - ② 他分野・他施設間の交流も深めていきます。
6. 職員間（パートさんも含めた）のマナーづくりをしていきます。（ハラスメント防止）
ハラスメントの注意喚起（ポスターの掲示、研修など）と対応をすすめます。
7. 法人の理念ポスター、名刺など、浸透グッズを作ります。

2. 2023年度 人材確保部 事業計画

○今後の法人事業を担っていく、各分野における人材の確保・定着を目指していきます。

- 1、保育分野においては、法人保育分野独自の採用説明会や見学会を開催するとともに、他団体との協力・共催の就職説明会等にも参加していきます。
- 2、障害・高齢分野においては、主にネット媒体の採用を中心に、合わせて3～5人の採用を進めていきます。
- 3、新しく採用した人たちの定着率向上を目指して、環境分析や交流会等を行っていきます。
- 4、中途採用の課題も年々増してきています。ハローワークや法人内の紹介など情報共有しながら進めていくとともに、採用の条件、環境整備などをどのように進めれば中途でも採用しやすいのか、定着するのか、検討を進めていきます。

3. 2023年度 地域貢献部 事業計画

いよいよ、みなみ町福祉センターが動き出します。地域の声を聞き、いろいろな方とつながり、地域の1つの居場所を目指していきます。

地域貢献の活動の中の「ぼちぼちカフェ」「東町体操教室（名称は変更）」、お助けクラブなどがあります。地域の方からは、「子ども食堂をやりたい」「地域の会合に活用したい」といった声もすでに出されています。「地域交流センターふらっと」などの運営は本部になっていますが地域貢献部としても盛り上げていきます。

①地域貢献の活動のとりくみの充実

- ・これまで取り組んできている地域貢献の活動を、関連する団体と一緒に、コロナの感染対策はとりながら引き続き取り組んでいきます。
- ・地域貢献の活動交流会を引き続き行い、情報発信・宣伝など、地域貢献部としてできるサポートをしていきます。

子ども食堂 認知症カフェ（ぼちぼち やだ） 体操教室（高齢）

茶食ぼちぼち ぼちぼちを活用した取り組み(居酒屋ぼちぼち)

不登校・ひきこもりの居場所づくり（東町交流センター ）

- ・特にお助けクラブは、取り組みの宣伝や会員を増やしていくことをすすめます。

②活動の理解、輪を広げる

- ・こうした地域貢献の活動を、法人の理念と合わせて、職員や地域に宣伝し理解を深め、サポーターを広げていきます。認知症カフェには法人内の他事業所にも運営にかかわってもらうことをめざします。
- ・地域貢献の取り組みを知らせる、たよりの発行に取り組みます。
- ・研修部と連携して、地域貢献の取り組みを職員の研修に位置づけ、法人の理念、地域の実態、など考える機会をつくっていきます。

③ 「地域交流スペースふらっとる一む」「東町交流センター 」などの活用

コロナ禍で日常生活の困難さが増しています。制度のはざまの地域要求や声をつかみ、高地域交流センターを活用して、地域貢献の取り組みをすすめます。

4. 2023 年度 広報部 事業計画

1. 広報委員会の役割

情報社会の現代、広範な人々に法人のことを知って頂く機会の充実を図り、法人に関わってきた方、地域の方々への情報発信をしていく活動をすすめます。

2. 計画

① 法人だより「みんなの夢」を年3回発行します。

法人のOB、関係者、現代世代が法人のことがわかり、読みたくなるような紙面づくりをすすめます。郵送の名簿の整理を行い、新たにOBになった方々にも郵送し、名北の輪を広げていきます。また、法人内の事業所間の紙面での交流を図ります。

② ホームページの内容を充実させます。

- ・各事業所の内容がリアルタイムに伝わるように、データの充実、更新ができるようにします。
- ・職員採用につながるよう、内容の充実を図ります。